

GUIDANCE NOTE

IMPLEMENTATION NOTE THE EQUATOR PRINCIPLES

エクエーター原則/赤道原則
の運用に係る手引き
(2020年9月)

エクエーター原則/赤道原則の運用に係る手引き (2020年9月)

エクエーター原則/赤道原則の運用に係る手引きの日本語訳についてのおことわり
日本語訳の作成にあたっては、十分な注意を払っておりますが、エクエーター原則/赤道原則協会はその内容の完全性、正確性について保証するものではありません。内容に疑問が生じた場合は、“Implementation Note September 2020”(英文/原文)をご参照ください。

この日本語訳は、2021年8月末時点の日本国内エクエーター原則/赤道原則採択金融機関9社(株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行、三井住友信託銀行株式会社、農林中央金庫、日本生命保険相互会社、株式会社新生銀行、株式会社日本政策投資銀行および信金中央金庫(以上、採択順))によって作成されました。

免責事項: 本文書は、エクエーター原則/赤道原則(以下、「EP」)における要件と運用の理解をサポートするための選択された情報と例を含んでおり、新しい原則や要件を制定するものではない。また、本文書は、いかなる個人、公的機関または私企業に、いかなる権利や債務も生じさせるものではない。情報及び例は、明示的あるいは黙示的であることを問わず、いかなる種類の保証(特定の目的への適合性、非侵害性、正確性又は完全性についての保証を含むが、これらに限定されない。)を伴わずに提供される。エクエーター原則/赤道原則協会(以下、「EP協会」)は、いかなる場合においても、利用者がこの情報をどのように利用するか、また、どのような目的のために利用するかについて責任を負わないものとし、利用者は、その利用について、自ら責任とリスクを負い続けるものとする。エクエーター原則/赤道原則採択金融機関(以下、「EPFI」)は、自社の方針、実務、手続きに基づいて実施を決定すべきである。適用される法律・規制と本文書にて提示される情報が明らかに相いれない場合、プロジェクト所在国の法律・規制が優先する。

目次

はじめに.....	5
モジュールI:適用範囲.....	6
EPの適用対象であるプロジェクトおよび取引は何か。.....	6
プロジェクト紐付きコーポレートローン.....	7
EPの適用対象に含まれるコーポレートローンにはどのようなものがあるか。.....	7
EPの適用対象とはならないコーポレートローンにはどのようなものがあるか。.....	8
EPFIは、どのコーポレートローンがEPIにおけるプロジェクト紐付きコーポレートローンかを判断するためにどのような内部システムまたは実施手順を構築する必要があるか。.....	9
コーポレートローンが複数のプロジェクト、サイト、または資金使途に関連している場合、EPの適用対象か。.....	10
EPはA/Bローンに適用されるか。適用される場合、EPFIはどのようにして当該ローンが金額基準を満たすかを決定するのか。.....	12
「B」ローンレンダー(EPFI)は、同ローンがEP適用対象だが、「A」ローンレンダー(非EPFI)がEPに完全に準拠した環境・社会影響評価を行っていない場合、どのように対応すべきか。.....	12
プロジェクトファイナンスまたはプロジェクト紐付きコーポレートローンによって融資されたFPSOの設置、掘削船およびボーリング機械は、EPの適用対象か。.....	13
埋蔵量ベースの融資(reserve-based financing)は、EPの適用対象か。.....	14
バイヤーズクレジットは常にプロジェクト紐付きコーポレートローンとみなされ、このため、常にEPの適用対象か。.....	14
EPの適用対象となる輸出金融の例にはどのようなものがあるか。.....	15
プロジェクトボンドはEPの適用対象か。.....	16
「大規模」な不動産開発とは何か。.....	16
プロジェクト紐付きコーポレートローンとプロジェクトファイナンスのEP適用には違いがあるか。.....	17
原則7に従い、独立した環境・社会コンサルタントによるレビューを不要と判断した場合、EPFIはどのように内部レビューを実施すべきか。.....	17
原則7にもとづき、内部審査の一環として、EPFIはどのように、かつ、どの程度まで国際開発金融機関またはOECDのECA(輸出信用機関)が実施したデューデリジェンスを、判断に取り入れることができるか。.....	18

ブリッジローン	19
プロジェクトbondによってリファイナンスされるブリッジローンはEPの適用対象となるか。.....	19
顧客がどのような形で借換えするか不明な場合、そのブリッジローンはEPの適用対象となるか。.....	19
EPの適用対象となるブリッジローンの例はどのようなものか。.....	20
プロジェクトに資金を提供する中間金融機関に対してEPFIが融資を行う転貸、または「ツー ステップ・ローン」はEP適用対象か。.....	21
ブリッジローンへの保証または信用状は、EPの適用対象となるか。.....	22
貸出期間が2年以上のブリッジローンに対して、EPはどのように適用されるか。.....	22
プロジェクト紐付きリファイナンスおよびプロジェクト紐付き買収ファイナンス	23
リミテッド・リコース形式で融資された企業買収は、EPの適用対象となるか。.....	23
プロジェクトが建設期間中に、または開発途中で売却、または買収される場合に、どのように対応するか。.....	24
(EPにもとづいて融資された)既存資産の買収ファイナンスで、 重大な拡張および/または改修 が計画されている、または進行中である場合は、全面的なEPレビューが必要とされるか。.....	26
1つ目および3つ目の条件は満たしているが、プロジェクトの規模または目的に重大な変更がある リファイナンスの場合、EPは適用されるか。.....	26
「買収ファイナンス」には、EPFI自身が実質的な支配権を有するプロジェクトあるいはプロジェクト会社の、EPFIによる直接の株式取得が含まれるか。.....	27
モジュールII:気候変動	28
原則2および付属書A:代替案分析	28
代替案分析の要件は何か。.....	28
どのようなプロジェクトが代替案分析を必要とするか。.....	29
代替案分析には、スコープ2の排出量を削減するための実行可能な選択肢の分析は含まれるか。.....	29
EPFIや顧客は、代替案分析やGHG代替案に関する詳細な技術情報について、開示を求められるか。.....	29
原則10:温室効果ガス排出量に関する顧客の情報開示	30
GHG排出量の情報開示の要件は何か。.....	30
プロジェクトのGHG排出量の報告は、誰が行うのか。.....	30

顧客は、どのような情報を開示すべきか。.....	30
施設の改修・拡張プロジェクトの場合や、施設の一部のみが対象のプロジェクトの場合、何を報告するのか。.....	31
GHG排出量の算定には、どのような手法を用いることができるか。.....	31
顧客は、プロジェクトのGHG排出量をどのように、どこに報告すべきか。.....	31
排出量は、いつからいつまで報告すべきか。.....	31
報告不要の除外または例外はあるか。.....	32
企業の連結ポートフォリオベースでの情報開示は、GHG排出量の情報開示の要件を満たしているか。.....	32
モジュールIII:指定国と適用基準	33
EP第III版（2013年6月）からEP第4版（2020年7月）で変更された点は何か。.....	33
指定国におけるプロジェクト:IFCパフォーマンススタンダードをガイダンスとして使用し、プロジェクト特有のリスクに対応するかどうかをどのように決定するのか。.....	34
特有のリスクがあるプロジェクトの事例は何か。.....	35
その他の追加基準や要件の例は何か。.....	35
モジュールIV:情報開示	36
原則5:ステークホルダー・エンゲージメント	36
顧客はどのようなアセスメント文書を開示すべきか。また誰に開示すべきか。.....	36
原則10:顧客に対して求める情報開示要件	37
顧客はどのアセスメント文書をオンラインで開示すべきか。.....	37
顧客は、アセスメント文書をどこに開示すべきか。.....	37
顧客がアセスメント文書を開示する際の時期、期間、言語はどうすべきか。.....	37
原則10および付属書B: EPFIの情報開示要件	38
原則10およびEPの付属書BのEPFIに求める情報開示要件の対象となる案件は何か。.....	38
原則10において、「適切な守秘義務の考慮」とは何を意味するか。.....	38
EPFIの開示データはどのように公開されるか。.....	39
個別プロジェクトのデータ提出を行う際にEPFIに求められることは何か。.....	43
EPFIは、個別プロジェクトのデータをEP協会事務局に提出する前に、顧客同意を得るべきか。.....	43

EPFIは、いつ、どのように顧客に同意を求めべきか。.....	44
EPFIは、どのような場合に、個別プロジェクトのデータをEP協会事務局に提出することを免除されるか。.....	44
EPFIは、いつ、プロジェクトファイナンスのEP適用件数とEPの運用状況、および個別プロジェクトのデータを、EP協会事務局に提出すべきか。.....	44
EP協会事務局は、いつ、どこでプロジェクトファイナンスにおける個別プロジェクトのデータを公表するか。.....	45
EPFIは、自身のウェブサイトに個別プロジェクトのデータを開示する必要があるか。.....	45
新規採択金融機関の情報開示に関する1年間の猶予期間は、依然として適用可能か。.....	45
用語集.....	46

はじめに

本文書は、EPの適用範囲、気候変動(EPの原則2および付属書A)、指定国および適用基準(EPの原則3)、ならびに情報開示(EPの原則5、10および付属書B)に含まれる要件の実施を支援するための情報を含む一連のモジュールから構成されている。

本文書は、新たな原則や要件を定めることを意図したものではない。各EPFIは、そのポリシー、実務、手続にもとづいてEPの運用に関する決定を行うべきである。

別段の定めのない限り、本文書中の「EP」への言及のすべては、2020年7月付エクエーター原則／赤道原則に関連する。

さらに、頻出の「資産」という用語は、金融商品の「アセットファイナンス」を指していない。

本文書において、「資産」という用語はより広範な意味を持ち、プロジェクトの物的な側面を記述するために使用される(例えば発電所、油田等)。

最後に、本文書の内容は、EPFIや顧客の経験の蓄積を反映するために、またはEPの運用に影響を与えるその他の変化(例えば、規制の進展、技術の進歩)に対応して、時間の経過とともに改定されることに留意すべきである。

モジュールI:適用範囲

本モジュールでは、どのような種類のプロジェクトおよび取引がEP適用の対象かを理解するための情報および事例を提供する。

「プロジェクト紐付きリファイナンス」および「プロジェクト紐付き買収ファイナンス」は、EPの適用対象に新たに追加されたものであるため、本モジュールには、これらの金融商品タイプに関する具体的な質問とアプローチが含まれている。

EPの適用対象であるプロジェクトおよび取引は何か。

EPIは、すべての国・地域における、すべての産業セクターに属するプロジェクトに対し、かつそれらプロジェクトが下記5つの金融商品の対象である場合に適用される:

- プロジェクトファイナンスアドバイザー・サービス;
- プロジェクトファイナンス;
- プロジェクト紐付きコーポレートローン;
- ブリッジローン
- プロジェクト紐付きリファイナンスおよびプロジェクト紐付き買収ファイナンス

金融商品ごとのEP適用基準および条件は、EP本文のセクション「適用範囲」に詳細に記載されている。各原則の要件は、金融商品ごとに異なることがあるため、詳細はEP本文を参照すること。

取引がEPの適用対象外となった場合においても、それが自動的に環境、社会およびレピュテーションリスクが存在しないことを意味するものではない点に留意する必要がある。EPFIは、自主的に、また自らの裁量で、EPの環境・社会リスク管理の枠組みを、より広範な環境・社会リスク管理の方針またはプロセスの一部として、他の取引に適用することが可能である。しかし、その場合の適用は、EPの要件のすべてを満たすものではないことから、「EPを適用する」と言うべきではない。

プロジェクト紐付きコーポレートローン

EPは、以下の3つすべての条件を満たすプロジェクト紐付きコーポレートローンに適用される：

- 総借入額の過半が特定のプロジェクトに向かい、かつ、当該プロジェクトの実質的な支配権 (Effective Operational Control) を顧客が (直接的 または間接的に) 有する。
- 総借入額とEPFIのコミット額 (シンジケーション組成またはセルダウン前) が、それぞれ5,000万米ドル以上。
- 貸出期間が2年以上。

EPの適用対象に含まれるコーポレートローンにはどのようなものがあるか。

例 1:

顧客が、金融機関に500百万米ドルのローン (オンバランス取引) に参加するようアプローチした。借入金の資金使途は次のとおりである：

- 風力発電所 (グリーンフィールド) の開発に300百万米ドル。
- 現在運転中の第二発電所の建設に関連する既存債務のリファイナンスに100百万米ドル。
- 一般事業資金として100百万米ドル。

プロジェクトの開発業者である顧客は多国籍企業の子会社である。

企業からの貸付金の50%以上はプロジェクト (グリーンフィールドの発電所を指す) の開発を目的としたものであり、顧客はプロジェクトに対する実質的な支配権を有し、また関連する金額基準および条件 (すなわち、個別コミット額、最低貸付期間) のすべてが満たされる場合、当該貸付金は、EPの適用対象となる。

例2:

顧客は、金融機関に600百万米ドル (融資総額) のコーポレートローンに参加するようアプローチしている。金融機関の個別コミット額 (シンジケーション組成またはセルダウン前) は60百万米ドルである。融資から得られた資金は、新規の製油所の建設および操業に使用される。顧客はプロジェクトの開発業者である。

シンジケーション組成前またはセルダウン前の個別のコミット額および融資総額は、それぞれ50百万米ドル以上であり、融資総額の過半は、顧客が実質的な支配権を有しているプロジェクトに関するものであるため、融資期間が少なくとも2年であると仮定した場合、当該融資はEPの適用対象である。EPFIの個別のコミット額は、融資総額の50%以上である必要はない。

例3:

指定国以外のある国の運輸省は、総延長200kmの新規鉄道建設資金向けとして800百万米ドルの融資を求めている。EPFI個別のコミット額は100百万米ドルである。

ソブリン向け融資は、カテゴリAまたはカテゴリBのプロジェクトのうち必要とされるプロジェクトの場合は、EPの適用対象となる。本プロジェクトについては、200kmの新規鉄道建設がカテゴリAまたはカテゴリBのプロジェクトのうち必要とされるプロジェクトに該当する可能性が高く、EPの適用対象となる。

EPの適用対象とはならないコーポレートローンにはどのようなものがあるか。

世界中に数多くの既存事業を有する顧客は、金融機関に対し、期間3年のシンジケートローン（総融資額500百万米ドル）に参加するようアプローチしている。借入金の資金用途は次のとおりである:

- 一般事業資金;
- コマーシャル・ペーパーの発行に対するバックストップ
- 事業横断的な一般設備資金および運転資金

EPFIは、一般事業資金について基本的なデューデリジェンスを実施し、当該融資が新規プロジェクトの開発を支援していないと判断した。

どの資金用途においても、資金はプロジェクトには使われないため、融資はEPの適用対象外。

EPFIは、どのコーポレートローンがEPにおけるプロジェクト紐付きコーポレートローンかを判断するためにどのような内部システムまたは実施手順を構築する必要があるか。

EPFIは組織形態が異なっているため、EPFIがどのコーポレートローンがEPの対象となるかを判断するための「標準的な」システムは存在しない。EPFIは、各社に最も適したシステムを決定すべきである。

コーポレートローンが複数のプロジェクト、サイト、または資金用途に関連している場合、EPの適用対象か。

プロジェクトとは、セクターを問わずその所在位置（所在位置は必ずしも隣接している必要はなく、1箇所以上の地理的領域に位置していてもよい）が特定できる開発行為である。EPFIは、資金調達における「プロジェクト」が何かを特定しなければならない。資金用途の50%超（もしくは過半）が特定された「プロジェクト」向けである場合、プロジェクト紐付きコーポレートローンの金額基準および条件がすべて満たされれば、EPが適用される。プロジェクトの定義については、EPの別紙1用語集を参照のこと。

例 1:

ある大手鉱山会社は、750百万米ドルのプロジェクト関連融資での資金調達を希望しており、これは鉄鉱石鉱山の新規開発(500百万米ドル)と、採掘された鉄鉱石の輸出のための港湾施設の改修(250百万米ドル)に使われる。EPFIの個々のコミット額は150百万米ドルである。

別々の地域に位置するが、両プロジェクトの関連性は高く、一つの「プロジェクト」とみなされるため、EPは、両プロジェクトに適用される。

例2:

A社に対する80百万米ドルのコーポレートローンで、EPFIのコミット額は60百万米ドルである。本融資の資金用途は、新規の太陽光発電施設(45百万米ドル)と、地元の電力網に接続するための変電所(35百万米ドル)である。

両プロジェクトは相互依存関係にあり、関連している。これらのプロジェクトは一つの「プロジェクト」とみなされるため、当該融資はEPの適用対象である。

注:35百万米ドルの資金用途が、別の場所における変電所の建設で、新規の太陽光発電施設には必要ないものであると仮定する。そのような場合は、新規の太陽光発電施設だけが、融資総額の50%超を充当されるため、EPの適用対象となることになる。

例3:

指定国以外の国における、異なる場所に所在する3つの異なる製造施設向けとして、各施設に600百万米ドル、計1,800百万米ドルのコーポレートローンをB社に融資。EPFI個々のコミット額は150百万米ドルである。

いずれのプロジェクトにも融資総額の50%超が向かわず、互いに独立しているため、いずれもEPの適用対象とはならない。

例4:

実現可能調査の段階にある2つのプロジェクトを有するC社に対する120百万ドルの融資。これら2つのプロジェクトは関連性がなく、独立している。

各プロジェクトのプロジェクト費用や資金使途は特定されていないため、本融資はEPの適用対象とはならない。

EPはA/Bローンに適用されるか。適用される場合、EPFIはどのようにして当該ローンが金額基準を満たすかを決定するのか。

A/Bローンとは、1つのプロジェクトに対して2つのトランシェ(すなわち、「Aトランシェ」と「Bトランシェ」)を有する貸付である。

A/Bローンは通常、開発金融機関(DFI)がアレンジし、DFIは取引における契約上のレンダーであり、A/Bローンファシリティ全体のリード・レンダーおよびエージェントとしての役割を果たす。DFIは、自身でAトランシェを融資し、DFIが提携する他の金融機関がBトランシェを提供する。

A/Bローンは、該当する金額基準および条件がすべて満たされている場合、プロジェクトファイナンスまたはプロジェクト紐付きコーポレートローンとして、EPの対象となる。

プロジェクト紐付きコーポレートローンの「A/Bローン」の場合、融資総額はAトランシェとBトランシェの合計額である。したがって、トランシェAにおけるDFIの融資が60百万米ドル、トランシェBにおけるEPFIの融資が60百万米ドルであれば、融資総額は120百万米ドルとなる。EPは、融資総額が50百万米ドルを超え、かつ、プロジェクト紐付きコーポレートローンにおいて該当する金額基準および条件をすべて満たす場合に適用される。

「B」ローンレンダー(EPFI)は、同ローンがEP適用対象だが、「A」ローンレンダー(非EPFI)がEPに完全に準拠した環境・社会影響評価を行っていない場合、どのように対応すべきか。

「B」ローンがEPの適用対象である場合、EPFI(「B」トランシェ・レンダー)は、融資にコミットする前に、すべてのリスクおよび影響が、環境・社会影響評価(ESIA)または非EPFI(「A」トランシェ・レンダー)によって実施された同等の調査/文書によって十分に対応されていることに満足していなければならない。

ESIAまたは同等の調査/文書が存在しない場合、EPFIは、当該ESIAや同等の調査がEPの要件に従って行われることを確認しなければならない。

プロジェクトファイナンスまたはプロジェクト紐付きコーポレートローンによって融資されたFPSOの設置、掘削船およびボーリング機械は、EPの適用対象か。

浮体式生産貯蔵積出設備 (FPSO)、掘削船(drill ship)、あるいはボーリング機械(drill rig)は、これらの設備を顧客(またはその子会社)が直接所有し、かつ顧客(またはその子会社)がこれらの設備が設置される油田またはガス田を所有あるいは実質的な支配権を有する場合、EPの適用対象である。

埋蔵量ベースの融資(reserve-based financing)は、EPの適用対象か。

埋蔵量ベースの融資は、慣例的に石油・ガスプロジェクトに用いられており、地中の石油・ガスの価値にもとづいて融資が行われる。

融資が、新規の油田・ガス田の開発または既存のプロジェクトの拡張または改修のために使用される場合、当該融資は、ノンリコース・ローンまたはリコース・ローンのいずれであるかに応じて、プロジェクトファイナンスまたはプロジェクト紐付きコーポレートローンとして(該当する金額基準および条件を満たす場合)EPの適用対象となる。

バイヤーズクレジットは常にプロジェクト紐付きコーポレートローンとみなされ、このため、常にEPの適用対象か。

いいえ。プロジェクト紐付きコーポレートローンには、バイヤーズクレジット形式の輸出金融が含まれるが、この記述は、自動的にその逆も然りというわけではない。すなわち、すべてのバイヤーズクレジットが自動的にプロジェクト紐付きコーポレートローンであることを意味するものではない。

例えば、アセットファイナンスまたはリースのために提供されるバイヤーズクレジットは、EPの適用対象外である。さらなる例として、輸出信用機関(ECA)の支援によるエアバス350の融資は、したがって、EPの適用対象外であり、同様に、設備の輸入に資金を提供するリース会社に対するECAの支援による融資は、EPの適用対象外である。

しかし、顧客が支配権を持つ新規鉱山プロジェクトへのECAの支援による融資(鉱山機器への融資)は、プロジェクト紐付きコーポレートローンまたはプロジェクトファイナンスとしてEPの適用対象となる。

EPの適用対象となる輸出金融の例にはどのようなものがあるか。

例 1:

国営企業がガス火力発電所を建設中である。

ボイラーやその他の機器は、サプライヤーのコンソーシアムが提供し、輸出信用機関(ECA)3社がカバーするバイヤーズクレジットを通じ、国営企業に資金提供される。

各ECAがカバーするバイヤーズクレジットは120百万米ドルで、融資期間は7年となっている。

EPFIは、25百万米ドルのシンジケーション実施を企図し、ECAカバー付きのバイヤーズクレジットの1つに50百万米ドルを拠出することにコミットする。

本件は、プロジェクト紐付きコーポレートローンの3つの条件すべてが満たされていることから、EPが適用される。プロジェクト紐付きコーポレートローンは、政府所有の法人および政府が商業活動を代行するために設立したその他の法人に対するローンを含む。これには、カテゴリーAおよびカテゴリーBのうち必要とされるプロジェクトに該当する、国、地方自治体、政府省庁に対するローンも含まれる。

例2:

ある大手鉱山会社は、既存の金鉱山の重大な拡張に使用される新しい鉱山機器の取得資金として、180百万米ドルのプロジェクト紐付きコーポレートローンでの資金調達を希望している。EPFIの個々のコミット額は60百万米ドルである。当該ローンは、輸出信用機関により85%がカバーされる。

資金はアセットファイナンス(すなわち、鉱山機器)に使用されているが、機器は当該鉱山でのみ使用され、他の場所では使用されず、バイヤーズクレジットの形態をとっている。

機器が特定の場所に設置され、既存の事業の拡大を支援し、結果として生産高に重大な変化をもたらすため、本融資はプロジェクトとして見做される。したがって、本融資は、EPの適用対象である。

プロジェクトボンドはEPの適用対象か。

EPの適用対象とはならない。EPFIが引き受けるプロジェクトボンドは、EPFIがプロジェクトファイナンス、プロジェクト紐付きコーポレートローン、プロジェクト紐付きリファイナンス、プロジェクト紐付き買収ファイナンスを通じて同じプロジェクトに融資している場合でも、EPの適用対象外となる。ただし、同プロジェクトに対するプロジェクトファイナンスまたはプロジェクト紐付きコーポレートローンについては、該当する金額基準および条件がすべて満たされる場合には、EPの対象となる場合がある。

「大規模」な不動産開発とは何か。

EP上では「大規模」を定義していないため、EPFIは、不動産開発のリスクと影響を鑑みて、リスクと影響を緩和・管理するためにEPの適用可否を決定する責任を負う。

プロジェクト紐付きコーポレートローンとプロジェクトファイナンスのEP適用には違いがあるか。

以下の通り違いがある。

原則1～8については、プロジェクト紐付きコーポレートローンとプロジェクトファイナンスのアプローチは同一である。

原則9(独立した環境・社会コンサルタントによるモニタリングと報告の検証)では、プロジェクト紐付きコーポレートローンのアプローチが異なる場合がある。詳細については、EPを参照のこと。

原則10(情報開示と透明性)については、プロジェクトファイナンスの「個別プロジェクトのデータ開示」が引き続き適用される。個別プロジェクトのデータ開示は、プロジェクト紐付きファイナンスおよびプロジェクト紐付き買収ファイナンスにおいても必要となる。プロジェクト紐付きコーポレートローンについては、奨励されている。付属書B - 情報開示にかかる最低要件を参照のこと。

原則7に従い、独立した環境・社会コンサルタントによるレビューを不要と判断した場合、EPFIはどのように内部レビューを実施すべきか。

原則7は、すべてのカテゴリ-Aと、カテゴリ-Bのプロジェクトのうち必要とされるプロジェクトについて、EPFIのデューデリジェンスを補完し、EPの遵守状況を見極めるため、独立した環境・社会コンサルタントによるアセスメントプロセス(ESMP、環境・社会マネジメントシステム(ESMS)、およびステークホルダー・エンゲージメントのプロセスを記録した文書を含む)の独立したレビューの実施を要求している。

EPFIが、カテゴリ-Bのプロジェクトにつき、独立した環境・社会コンサルタントによるレビューを不要と判断した場合、EPFIは、自社の内部手続およびリスク管理方針にもとづき、環境・社会アセスメント文書に対する最も適切な内部レビューの方法を判断し、実施すべきである。

原則7にもとづき、内部審査の一環として、EPFIはどのように、かつ、どの程度まで国際開発金融機関またはOECDのECA(輸出信用機関)が実施したデューデリジェンスを、判断に取り入れることができるか。

EPFIは、他機関が実施した既存の環境・社会デューデリジェンスが、自らの内部審査基準を満たし、EPの要求事項を満たしているかどうかを判断しなければならない。場合によっては、EPFIが、既存のデューデリジェンスを補完するため、追加のレビューとEPの遵守確認を行う必要がある。

ブリッジローン

EPは、貸出期間が2年未満で、該当する適用条件を満たすプロジェクトファイナンスまたはプロジェクト紐付きコーポレートローンによるリファイナンスが意図されたブリッジローンに適用される。

プロジェクトボンドによってリファイナンスされるブリッジローンはEPの適用対象となるか。

いいえ。該当する金額基準および条件のすべてを満たすプロジェクトファイナンスまたはプロジェクト紐付きコーポレートローンによるリファイナンスが意図されるブリッジローンのみがEPの適用対象となる。

顧客がどのような形で借換えするか不明な場合、そのブリッジローンはEPの適用対象となるか。

いいえ。融資の時点で顧客がどのような形で借換えするか(プロジェクトファイナンスまたはプロジェクト紐付きコーポレートローン)を決定していない場合、そのブリッジローンはEPの適用対象外となる。

EPの適用対象となるブリッジローンの例はどのようなものか。

例 1:

顧客は初期段階にある送電網プロジェクトにおいてブリッジローンでの資金調達を希望しているが、送電網の最終的なルートはまだ決定していない。

資金使途に以下の項目が含まれることについて、顧客が貸付申込書やその他伝達手段において明確に言及している、または顧客への照会やデューデリジェンスによって明らかになっている。

- 建設機械の購入
- 送電鉄塔の資材となる鋼材の購入
- 環境・社会アセスメントを含む調査費用や、地域社会に対するエンゲージメントプロセスのための資金等

これらの情報にもとづき、顧客が環境・社会アセスメントを実施する予定であることをEPFIは既に確認している。プロジェクトは初期段階にあることから、残る唯一の要件は、顧客が後にブリッジローンのリファイナンスを目的としたプロジェクトファイナンスまたはプロジェクト紐付きコーポレートローンで資金調達する場合に、EPを遵守する意思を確約することである。

例2:

顧客はEPの適用対象となるプロジェクトファイナンスでリファイナンスされる予定の期間1年のブリッジローンでの資金調達を希望している。資金使途は既存の鉱山の拡張に向けられており、拡張の規模あるいは範囲の変化は、重大な環境・社会リスクと影響をもたらすか、既存の影響の性質または程度を著しく変化させる可能性がある。アセスメント文書は作成されており、ブリッジローンの期間内にプロジェクトの拡張が始まる予定である。

以下のアプローチは、EPIにもとづいて期待されるものの一例である。

EPFIは顧客と協力して独立した環境・社会コンサルタントを指名し、(原則7に定める)独立したレビューのための業務範囲の設定を検討する。さらにEPFIは、顧客が後にブリッジローンのリファイナンスを目的としてプロジェクトファイナンスでの資金調達をする場合に、EPを遵守する意思があることを示すよう顧客に求める。

プロジェクトに資金を提供する中間金融機関に対してEPFIが融資を行う転貸、または「ツーステップ・ローン」はEP適用対象か。

EPFIが中間金融機関(顧客)に融資し、その後中間金融機関がプロジェクトに転貸する場合(「ツーステップ・ローン」の「第一段階」を提供する場合)、顧客はプロジェクトの実質的な支配権を持たないため、EPFIの融資はEP適用対象外である。

EPFI自身が中間金融機関である場合(「ツーステップ・ローン」の「第二段階」を提供する場合)、プロジェクトへの融資のためにEPFIが調達するローンは、該当する金額基準および条件がすべて満たされれば、EP適用対象となる可能性がある。

ブリッジローンへの保証または信用状は、EPの適用対象となるか。

いいえ。これらの金融商品は、EPの適用対象外である。

貸出期間が2年以上のブリッジローンに対して、EPはどのように適用されるか。

EPの目的上、2年以上のブリッジローンは繋ぎ資金としてではなく、プロジェクトファイナンスまたはプロジェクト紐付きコーポレートローンとして取り扱うべきであり、プロジェクトファイナンスおよびプロジェクト紐付きコーポレートローンに適用される措置に従うべきである。

プロジェクト紐付きリファイナンスおよびプロジェクト紐付き買収ファイナンス

EPは、以下の3つの条件のすべてを満たす場合に、プロジェクト紐付きリファイナンスおよびプロジェクト紐付き買収ファイナンスに適用される:

- 当該プロジェクトが過去にEPのフレームワークにもとづいて融資されている。
- プロジェクトの規模あるいは目的の重大な変更はない。
- 融資契約書の調印時点でプロジェクトが完工していない。

リミテッド・リコース形式で融資された企業買収は、EPの適用対象となるか。

はい。買収ファイナンスは、以下の条件が満たされれば、EPの適用対象となるといえる:

- 当該プロジェクトは、EPのフレームワークにもとづいて融資された。
- プロジェクトの規模あるいは目的に重大な変更がない。
- 融資契約書の調印時点でプロジェクトが完工していない。

金融商品が、プロジェクト紐付きコーポレートローンでもあり、プロジェクト紐付き買収ファイナンスでもありと見なされる場合がありうる。このような場合、EPFIは、EP採択者としての責務に従って、体系的な方法で環境・社会リスクと影響を最も適切に評価し管理することができるよう、自らの裁量によって、最も適切なEP上の金融商品を適用する。

プロジェクトが建設期間中に、または開発途中で売却、または買収される場合に、どのように対応するか。

要求事項は、既存の環境・社会に関する責務を可能な限り更改／引き継ぐことである。

例えば、建設中のプロジェクトが、EPアクションプラン(EPAP)や独立した環境・社会コンサルタントによるモニタリング要求など、関連するEPの責務を有している場合、新たにプロジェクト紐付きリファイナンスまたはプロジェクト紐付き買収ファイナンスを供与するEPFIは、これらの既存の責務が継続的に適用されるよう合理的な手段を実施する必要がある(またそれらの責務を新たな融資契約書に盛り込む／継承する)。当該EPFIは、EPの内容、EPの適用、EPを当該プロジェクトに適用し続けることのメリットを取得者に理解させ、取得者が更改時に抱くであろう懸念を払拭する必要がある。当該EPFIはアセスメントを新たに行う、または、従来のアセスメントを更新する必要はない。

ただし、プロジェクトに既存の環境・社会に関する責務(EPアクションプラン、モニタリング、環境・社会基準の遵守を求める条項)がない場合、当該EPFIは新たな責務を創出する必要はない。この場合、当該買収ファイナンスをEP適用案件として報告する義務はない。EPFIは、リファイナンス・買収前の融資において環境・社会に関する責務があったかどうかを判断するために、合理的な手段を実施すべきである。

例 1:プロジェクト紐付きリファイナンス

顧客は、未開発の土地に新しい空港を建設するプロジェクトのリファイナンスへの参加をEPFIにアプローチしており、建設は約50%進んでいる。

問い合わせたところ、顧客は、プロジェクトが当初EPにもとづいて融資されたものであること、モニタリングに関する他の環境・社会に関する責務とともにEPアクションプランが設定されていることを明らかにした。

当初の融資以来、当該プロジェクトの目的または規模に重大な変更が発生していないこと、当該融資がデフォルト状態またはそれに近い状態ではないことが確認された場合には、EPが当該プロジェクトに適用される。EPFIは、既存のEPアクションプランおよび他の環境・社会に関する責務が新しい融資契約書に確実に更改されるよう、あらゆる合理的な手段を実施しなければならない。

例 2:プロジェクト紐付き買収ファイナンス

顧客は、採掘権を所有するプロジェクト会社の買収を資金用途とする400百万米ドルのターム・ローン・ファシリティへの参加をEPFIにアプローチ。

当該プロジェクト会社は、当初EPにもとづいて融資を受けていた。買収ファシリティの下での各EPFIのコミットメント金額は100百万米ドル、期間は5年であり、買収企業は当該プロジェクト会社の実質的な支配権を有する予定である。本買収のデューデリジェンスの過程で、ESIA、EPアクションプラン、SEP（ステークホルダー・エンゲージメント・プラン）およびその他の資料が買収企業に提供された。アプローチのあった本融資は、3つの条件をすべて満たしているため、EPにもとづくプロジェクト紐付き買収ファイナンスと見なされる。

(EPIにもとづいて融資された)既存資産の買収ファイナンスで、重大な拡張および/または改修が計画されている、または進行中である場合は、全面的なEPレビューが必要とされるか。

対象となるプロジェクトの規模あるいは目的に重大な変更があるため、買収ファイナンスにかかるEPFIに課される要件(すなわち、既存の環境社会に関するすべての責務が確実に新たな融資契約書にも継続的に反映されること)は、適用されない。

ただし、EPFIは、融資(すなわち、新規の設備投資のための融資)がプロジェクトファイナンスまたはプロジェクト紐付きコーポレートローンの金額基準および条件を満たす場合には、重大な拡張/改修に関する全面的なEPレビューを行うべきである。

資金調達に拡張/改修が含まれる場合、EPFIは、EPの適用が必要となる、追加的な環境・社会に対する影響を引き起こすかどうか、判断すべきである。

1つ目および3つ目の条件は満たしているが、プロジェクトの規模または目的に重大な変更があるリファイナンスの場合、EPは適用されるか。

EPFIが重大な拡張があったプロジェクトにリファイナンスを提供する場合、プロジェクトファイナンスまたはプロジェクト紐付きコーポレートローン(関連する条件に該当する場合)として、EPが適用される。

「買収ファイナンス」には、EPFI自身が実質的な支配権を有するプロジェクトあるいはプロジェクト会社の、EPFIによる直接の株式取得が含まれるか。

いいえ。買収ファイナンスとは、その資金が、顧客がプロジェクトや、プロジェクト会社を独占的に所有、または株式の過半数を保有し、実質的な支配権を有するプロジェクト会社の買収をするために使用される、EPFIから顧客に対するリミテッド・リコースのデット・ファイナンスの提供である。

モジュールII:気候変動

このモジュールでは、気候変動に関するEPの要件の理解とその運用を支援するための情報と事例を示す。

原則2および付属書A:代替案分析

代替案分析の要件は何か。

原則2では、プロジェクトの建設および/または操業期間を通じて、温室効果ガス(GHG)排出量がCO₂換算で年間10万トン超になると見込まれる場合、顧客(または顧客から委託された外部機関)に対して代替案分析の実施を求めている。

代替案分析は、上記の排出量基準を満たす、すべての所在地(指定国および指定国以外の国)での、すべてのプロジェクト(EPの対象となるすべてのプロジェクトファイナンスおよびプロジェクト紐付きコーポレートローン)において、実施されなければならない。

CO₂換算で年間10万トンの閾値と代替案分析には、プロジェクトの敷地境界内の所有または管理する施設から直接排出されるGHG(スコープ1直接排出量)と、プロジェクトの敷地境界外で生産されたエネルギーをプロジェクトのために使用することで間接的に排出されるGHG(スコープ2間接排出量)が含まれる。

EPの付属書Aでは、顧客は、プロジェクトの設計・建設・操業の各期間を通じてプロジェクト関連の温室効果ガス(GHG)排出量を削減する、技術的・採算的に実行可能で費用対効果の高い選択肢について評価しなければならないとしている。

代替案分析後、顧客は適切な文書を作成し、各選択肢が技術的・採算的に実行可能で費用対効果の高いものであることを示す証拠と、採用した技術を正当化する理由を示す。

どのようなプロジェクトが代替案分析を必要とするか。

建設および/または操業期間中にCO2換算で年間10万トン(スコープ1とスコープ2の合計)超のGHGを排出するすべてのプロジェクト。

限定されるわけではないが、高炭素セクターのプロジェクトにおいて、この閾値を超える可能性が高い。高炭素セクターは、以下のセクターを含むとされるが、これに限られるものではない-石油・ガス、火力発電、セメント・石灰製造業、一貫製鉄所、ベースメタルの製錬業・精錬業、鑄造業、製紙工場、場合によっては農業。

代替案分析には、スコープ2の排出量を削減するための実行可能な選択肢の分析は含まれるか。

はい。代替案分析では、スコープ1とスコープ2の両方の排出量に関して、プロジェクトの設計・建設・操業の各期間を通じてプロジェクト関連のGHG排出量を削減する、技術的・採算的に実行可能で費用対効果の高い選択肢についての評価が必要である。高炭素セクターのプロジェクトの場合、代替案分析には、採用した技術について、相対的なエネルギー効率性や、必要に応じて、GHG効率値¹を含め、その国または地域の同業種で使用されている他の実行可能な技術との比較を含める。

EPFIや顧客は、代替案分析やGHG代替案に関する詳細な技術情報について、開示を求められるか。

必要に応じて、EPFIは顧客に代替案分析の概略をESIA(環境・社会環境評価書)の一部として開示するように促す。代替案分析は、別の独立した文書または技術設計書や類似の文書の一部である可能性があることに留意すべきである。なお、代替案分析に業務上の機密情報や営業上の機微情報、独占情報が含まれている場合、代替案分析の全開示が適切ではないこともある。

¹ 必要に応じ、関連性があり、一般的に認められている、産業別GHG効率値を提供することを検討しなければならない。エネルギー消費の高い産業については、排出係数に関連する指標を提供することは重要である。例えば、経済生産単位あたり排出量(例:生産高、従業員数、もしくは付加価値)が広く使用されている(TCFD Implementation, 2017年6月版、別紙17頁)。

原則10:温室効果ガス排出量に関する顧客の情報開示

GHG排出量の情報開示の要件は何か。

原則10では、顧客に対し、すべてのカテゴリ-Aのプロジェクトと、カテゴリ-Bのうち必要とされるプロジェクト(EP上のプロジェクトファイナンスとプロジェクト紐付きコーポレートローンによって融資される)について、GHG排出量(スコープ1とスコープ2の合計)がCO2換算で年間10万トンを超える場合、GHG排出量の公表を求めている。

情報開示は、プロジェクトの操業期間(すなわちプロジェクト完工後)から貸出期間(すなわち返済期間)に亘り行われる。

EPFIの融資がプロジェクトの建設期間のみを対象としているものの、貸出期間(すなわち返済期間)が操業期間に亘り継続する場合、顧客は、操業期間中もプロジェクトのGHG排出量の情報開示を行う必要がある。

プロジェクトのGHG排出量の報告は、誰が行うのか。

顧客である。

顧客は、どのような情報を開示すべきか。

EPFIは、顧客に対して、操業期間中にGHG排出量がCO2換算で年間10万トンを超えるプロジェクトについて、GHG排出量(スコープ1とスコープ2の合計)と、必要に応じ、GHG効率値を毎年公開することを求める。

施設の改修・拡張プロジェクトの場合や、施設の一部のみが対象のプロジェクトの場合、何を報告するのか。

顧客は、プロジェクトそのものや、拡張プロジェクトであれば融資対象となる施設の一部、あるいは施設全体の排出量について、いずれかのうち、より実用的な方を報告することができる。

いずれの場合も、報告の閾値が適用され、GHG排出量についてスコープ1とスコープ2を合計する。

GHG排出量の算定には、どのような手法を用いることができるか。

GHG排出量(スコープ1とスコープ2)は、プロジェクト、組織、管轄区域に跨って集計や比較することを可能とするため、GHGプロトコルに沿って算定されなければならない。所在国の報告方式がGHGプロトコルに沿うものであれば、顧客はその報告方式を使用することも可能である。

顧客は、プロジェクトのGHG排出量をどのように、どこに報告すべきか。

顧客は、プロジェクトのGHG排出量(スコープ1とスコープ2合計)と、必要に応じて、GHG効率値を公表する必要がある。ただし、報告先や報告方法は、顧客の裁量に委ねられる。

EPの付属書Aによれば、情報開示に関する要求事項は、所在国の規制当局より求められている報告または環境影響評価、またはカーボン・ディスクロージャー・プロジェクト(Carbon Disclosure Project)のような自主的な報告メカニズムで、プロジェクト単位での排出量報告を含むものでも充足可能である。

排出量は、いつからいつまで報告すべきか。

実際の排出量の報告は、プロジェクトの操業期間(すなわちプロジェクト完工後)から、貸出期間(すなわち返済期間)に亘って行う。

報告不要の除外または例外はあるか。

顧客の業務上の機密情報や独占情報により報告ができない場合、または報告により顧客が競争上不利となる場合には、顧客は情報開示を免除されることがある。

まれに、技術的、法律的または規制上の理由により、顧客が情報開示できない場合など、他の除外事項が適用されることがある。

企業の連結ポートフォリオベースでの情報開示は、GHG排出量の情報開示の要件を満たしているか。

いいえ。原則10では、報告不要の除外またはその他の例外がない限り、プロジェクト単位での報告を求めている(前項参照)。

さらに、国際金融公社(IFC)のパフォーマンススタンダード3「資源効率と汚染防止」(2ページ、パラグラフ8)においても、指定国以外の国でのプロジェクトについて、プロジェクトレベルの年間GHG排出量の算定が必須とされている。

指定国以外の国のプロジェクトについては、IFCパフォーマンススタンダードにもとづき、ESIA(環境・社会影響評価書)中で初期的な計画・予測排出量が報告される。

顧客は、プロジェクトレベルで他の事象(例えば汚染物質、衛生・安全の実績など)について、既にモニタリングや情報開示を行っている可能性があることから、プロジェクトレベルのGHG排出量の情報開示についても、この既存プロセスの一部として管理することを有意義と考えるかもしれない。

モジュールIII:指定国と適用基準

このモジュールでは、適用基準に関するEPの要件の理解とその運用の理解を支援するための情報と事例を示す。

EP第Ⅲ版(2013年6月)からEP第4版(2020年7月)で変更された点は何か。

EP第Ⅲ版では、IFCのパフォーマンススタンダードが適用される指定国以外の国とは対照的に、指定国のプロジェクトに適用される基準は、プロジェクト所在国の環境・社会問題関連法規制や許認可と定義されていた。そのため、原則2、4、5、6は、現地の規制を遵守するだけで自動的に充足すると見做されていた。

しかしながら、EP改定プロセスのきっかけとなった、指定国のプロジェクト管理にかかるステークホルダーの懸念により、EP第Ⅳ版では、指定国の現地法規制に則っていることが必ずしも各原則のすべての要件の遵守を保証するものではない、と認識している。現在、EPFIは、プロジェクト所在国の法律の遵守状況と、EPの各原則がどのように充足されているかを効果的に評価することが求められている。今回初めて、EPの文中において、指定国に所在するプロジェクトであっても、EPFIはリスクに対応するために、IFCパフォーマンススタンダードをガイダンスとして使用可能であると言及した。

指定国におけるプロジェクトIFCパフォーマンススタンダードをガイダンスとして使用し、プロジェクト特有のリスクに対応するかどうかをどのように決定するのか。

EPFIは、指定国が確固たる環境・社会に関するガバナンスや市民と環境を守るための法制度、組織を有する傾向にあるものの、指定国においても、法律のある面において、IFCのパフォーマンススタンダードを満たさない可能性があることを認識している。このため、原則3では、EPFIが、プロジェクト固有のリスクを評価し、それらのリスクに対応するため、IFCパフォーマンススタンダードのいずれか、または複数の条項をガイダンスとして使用可能かどうかを決定する、と規定している。

「加えて、指定国に所在するプロジェクトについては、EPFIは、当該プロジェクト固有のリスクを評価し、それらのリスクに対応するため、所在国の法律に加え、IFCパフォーマンススタンダードのいずれか、または複数の条項をガイダンスとして使用可能かどうかを決定する。」

アセスメントのプロセスはプロジェクトのリスクと影響を特定し、アセスメント文書はリスクと影響を最小化、緩和、補償/オフセット/救済するための手段を提案する。補償/オフセット/救済措置後も、負の影響が顕著に残る場合、EP前文の記述に則り、プロジェクトは更なる補償/オフセット/救済措置を必要とする。

特有のリスクとしては、先住民族への負の影響、非常に重要な生息地への影響、文化遺産への重大な影響、大規模な住民移転などが考えられる。これらは、EPFIがIFCパフォーマンススタンダードをガイダンスとして採用するかどうかを評価する際の一例に過ぎない。また、最も重大なリスクと影響がある、カテゴリーAとカテゴリーBプロジェクトのうち必要とされるプロジェクトのリスクに対応するためのガイダンスとしてIFCパフォーマンススタンダードが使用可能であることも暗示している。

残存する影響については、適用される法律の遵守という観点だけではなく、その影響に対する適切な管理と緩和の観点で評価されるべきである。

また、EPFIは、IFCパフォーマンススタンダード(すべてまたは特定の条項)をガイダンスとして使うことで、特有のリスクを評価することができる。例えば、次のような場合である。設立間もない企業が主導するプロジェクト(パフォーマンススタンダード1)、現地の規制が定まっていない新業種のプロジェクト(すべてのパフォーマンススタンダード)、環境・社会への負の影響が特定され、詳細な評価が必要なプロジェクト(特定のパフォーマンススタンダードとEHSガイドライン)、国または地域レベルの規制が不明瞭、不透明な指定国でのプロジェクト(すべてのパフォーマンススタンダードとEHSガイドライン)、アセスメント文書、特にステークホルダー・エンゲージメントや実施された緩和措置に関するアセスメント文書が非開示のプロジェクト(パフォーマンススタンダード1、4、5、7、8)。

特有のリスクがあるプロジェクトの事例は何か。

「EPFIは、自らの判断において、プロジェクト特有のリスクについて、追加的な基準に基づいたデューデリジェンスを更に実施し、追加的な要件を適用することができる。」

原子力発電のプロジェクトでは、IFCのパフォーマンススタンダードや産業セクター別EHSガイドラインで扱われていない、非常に固有なリスク(安全性、廃棄物処理、軍民両用、安全当局の独立性など)がある。原子力発電所が持つ潜在的な負の影響の重大性により、EPFIは、追加的な基準(例えば、IAEA安全基準、核不拡散条約、使用済燃料管理および放射性廃棄物管理の安全に関する条約等といった関連する条約や協定)に基づいた、追加的なデューデリジェンスを行わなければならない。

水力発電プロジェクトでは、EHSの産業セクター別ガイドラインで扱われていない、特有のリスクがある。水力発電所が持つ潜在的な負の影響の重大性を鑑み、世界ダム委員会やHydropower Sustainability Assessment Protocol (HPSAP)、またはIFCの水力発電案件の環境、衛生、および安全(EHS)のためのグッドプラクティスノートなどの追加的な基準やガイドラインに基づいた、追加的なデューデリジェンスを行うことができる。

EPでは、サプライチェーンにおける環境・社会リスクの評価を特に求めているが、バイオマス発電に関して、EPFIは、発電源が森林伐採や土地紛争、水ストレスの一因とならないかを考慮することができる。顧客は、FSCやPEFCなど、関連するサステナビリティの認証を取得することが推奨される。

鉱物に関するプロジェクトの場合、EPFIは、OECDの紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・デリジェンス・ガイダンスやシアン化物に関する規約(Cyanide Code)、キンバリー・プロセスなどといった、ガイドラインや協定、条約、またはイニシアティブに基づいた、追加的なデューデリジェンスを行うことができる。「安全と人権に関する自主的原則」も、採掘・エネルギー産業特有のリスクをカバーすることができる。

その他の追加基準や要件の例は何か。

追加的な要件と基準の例として、ECAの保証/参加がある場合はOECDのコモンアプローチや、二国間または多国間金融機関がプロジェクトに融資/保証している場合は同機関のガイドラインまたは方針、プロジェクトに関連するEPFIのCSR方針、IFCパフォーマンススタンダードのガイダンスノートなどがある。

モジュールIV:情報開示

ここでは、情報開示に関するEPの要件の理解とその運用を支援するための情報と事例を示す。

原則5:ステークホルダー・エンゲージメント

顧客はどのようなアセスメント文書を開示すべきか。また誰に開示すべきか。

影響を受ける地域社会に対し、顧客が開示することが望ましいアセスメント文書は、プロジェクトのリスクと影響の規模と性質に依るため、プロジェクトごとに異なる。

原則5は、どの文書を開示すべきか(またどのような状況下で開示すべきか)について規定しているわけではないが、提供される情報は、プロジェクトのリスクと影響に見合ったものでなければならず、容易にかつ現地語で入手でき、文化的に適切でなければならないとしている。

EPFIが独立した環境・社会コンサルタントを雇っている場合、EPFIは前述の要件が満たされているかどうかについて当該コンサルタントから意見を得ることもできる。

アセスメント文書は、他のステークホルダーが必要に応じて容易に入手できるようにすべきである。

「アセスメント文書」または「環境・社会アセスメント文書」の定義は、本文書の用語集およびEPの別紙I(用語集)を参照。

原則10:顧客に対して求める情報開示要件

顧客はどのアセスメント文書をオンラインで開示すべきか。

すべてのカテゴリ-Aのプロジェクトと、カテゴリ-Bプロジェクトのうち必要とされるプロジェクトについて、顧客は、少なくとも、ESIA の要約をオンライン上で開示し、適切な場合はその中に、人権と気候変動にかかるリスクと影響の要約を含めることが求められる。

顧客は、アセスメント文書をどこに開示すべきか。

顧客は、アセスメント文書を、適切と判断する対外的なウェブサイトに開示すべきである。

例えば、アセスメント文書は、顧客のウェブサイト、または株主、スポンサー、関連する環境当局、規制当局、政府機関、輸出信用機関、国際金融機関のウェブサイトで開示することが考えられる。

顧客がアセスメント文書を開示する際の時期、期間、言語はどうすべきか。

アセスメント文書をオンライン開示する際の時期、期間については特段の定めはないが、EPFI は独自の基準を設定することができる。

第三者(例えば、環境当局、規制当局、金融機関)により開示されたアセスメント文書は、その開示方針によっては、一定期間オンラインでの開示の継続が求められる場合がある。

アセスメント文書は、影響を受ける地域社会、また、必要に応じて他のステークホルダーが容易に、かつ現地語のものを入手できるようにすべきである。また、可能な場合は加えて英語版も公表してもよい。

原則10および付属書B: EPFIの情報開示要件

原則10およびEPの付属書BのEPFIに求める情報開示要件の対象となる案件は何か。

原則10に従って、EPFIは、EP適用対象でフィナンシャル・クローズした案件およびEPの実施プロセスや実績について、守秘義務を適切に考慮したうえで、少なくとも年1回公表することが求められている。

EPの付属書Bには、原則10の対象となる案件の種類、該当する案件ごとの開示要件、およびプロジェクトファイナンス、プロジェクト紐付きリファイナンス、プロジェクト紐付き買収ファイナンス、プロジェクト紐付きコーポレートローンのプロジェクトのデータ提出基準についての詳細が記載されている。ブリッジローンは、その性質上、開示する必要がない。

原則10において、「適切な守秘義務の考慮」とは何を意味するか。

EPFIは、EPFIあるいは顧客に関する、財務上・ビジネス上の機密情報、または開示を行うことが適用される法令・規則に違反する情報については、開示を要求されない。

EPFIの開示データはどのように公開されるか。

EPの原則10およびEPの付属書Bに詳述されている最低限の開示要件は明確なものであるが、透明性および一貫性の確保の観点から、金融商品の種類ごとに、要求される最低限の記載レベルと、それをどのように表記するかを示すために以下の表例が提供されている。

これらの表はあくまで例示に過ぎず、EPFIは他のフォーマット、グラフ、チャート、または表を使用してデータを開示してもよい。

プロジェクトファイナンス

[日付]から[日付]までにフィナンシャル・クローズしたプロジェクトファイナンス案件の総数は34件でした。内訳は次のとおりです。

カテゴリー別内訳			
	カテゴリーA	カテゴリーB	カテゴリーC
	11	16	7
カテゴリー別詳細内訳			
セクター別	カテゴリーA	カテゴリーB	カテゴリーC
鉱業	1	-	1
インフラ	6	8	-
石油・ガス	3	3	3
電力	-	-	2
その他	1	5	1
地域別	カテゴリーA	カテゴリーB	カテゴリーC
米州	5	6	1
欧州中東アフリカ	2	1	6
アジア太平洋	4	9	-
指定国か否か	カテゴリーA	カテゴリーB	カテゴリーC
指定国	10	3	4
指定国以外の国	1	13	3
独立したレビュー ²	カテゴリーA	カテゴリーB	カテゴリーC
有	11	10	-
無	-	6	7

² 独立したレビューはすべてのプロジェクトについて要求されるわけではない(例: カテゴリーCのプロジェクトについては独立したレビューは要求されない)。各カテゴリーおよび金融商品別の要求事項の詳細については、EPを参照。

プロジェクト紐付きコーポレートローン

[日付]から[日付]までにフィナンシャル・クローズしたプロジェクト紐付きコーポレートローンの総数は86件でした。内訳は次のとおりです。

カテゴリ別内訳			
	カテゴリA	カテゴリB	C
	5	69	12
カテゴリ別詳細内訳			
セクター別	カテゴリA	カテゴリB	カテゴリC
鉱業	5	34	6
インフラ	-	12	3
石油・ガス	-	16	2
電力	-	3	1
その他	-	4	-
地域別	カテゴリA	カテゴリB	カテゴリC
米州	2	45	-
欧州中東アフリカ	2	-	12
アジア太平洋	1	24	-
指定国か否か	カテゴリA	カテゴリB	カテゴリC
指定国	5	65	8
指定国以外の国	-	4	4
独立したレビュー ³	カテゴリA	カテゴリB	カテゴリC
有	5	63	-
無	-	6	12

³ 独立したレビューはすべてのプロジェクトについて要求されるわけではない(例: カテゴリCのプロジェクトについては独立したレビューは要求されない)。各カテゴリおよび金融商品別の要求事項の詳細については、EPを参照。

プロジェクト紐付きリファイナンスおよびプロジェクト紐付き買収ファイナンス

[日付]から[日付]までにファイナンス・クローズしたプロジェクト紐付きリファイナンスおよびプロジェクト紐付き買収ファイナンスの総数は14件でした。内訳は次のとおりです。

セクター別、地域別、指定国か否かの別の内訳	
セクター別	
鉱業	3
インフラ	2
石油・ガス	2
電力	3
その他	4
地域別	
米州	3
欧州中東アフリカ	7
アジア太平洋	4
指定国か否か	
指定国	7
指定国以外の国	7

プロジェクトファイナンスアドバイザーサービス(FA業務)

[日付]から[日付]までに任命されたプロジェクトファイナンスアドバイザーサービス(FA業務)の総数は12件でした。内訳は次のとおりです。

セクター別・地域別内訳	
セクター別	
鉱業	1
インフラ	7
石油・ガス	-
電力	2
その他	2
地域別	
米州	3
欧州中東アフリカ	7
アジア太平洋	2

個別プロジェクトのデータ提出を行う際にEPFIに求められることは何か。

EPの付属書Bに従い、個別プロジェクトのデータ開示はフィナンシャル・クローズしたプロジェクトファイナンス(プロジェクト紐付きリファイナンスおよびプロジェクト紐付き買収ファイナンスを含む)に要求されるとともに、フィナンシャル・クローズしたプロジェクト紐付きコーポレートローンにも奨励され、以下の条件に従う。

- 顧客同意を取得すること
- 現地法・規制に則っていること
- データ開示により、特定の法域においてEPFIに追加的責務が発生することが一切ないこと

EPFI は以下の個別プロジェクトに関するデータを、EP協会事務局に直接、またはリンクを張ることで報告する。:

- プロジェクト名(融資契約書上の名称、または 一般に認知された名称)
- フィナンシャル・クローズした年(暦年)
- セクター(鉱業、インフラ、石油・ガス、電力、その他)
- 所在国名

EPFIは、個別プロジェクトのデータをEP協会事務局に提出する前に、顧客同意を得るべきか。

はい。EPFIは、個別プロジェクトのデータを開示する前に、顧客から正式な同意を得る必要がある。輸出信用機関の中には、顧客から正式な同意を得ることなく、この情報を開示できるような方針を定めているところもある。

EPFIは、いつ、どのように顧客に同意を求めべきか。

個別プロジェクトのデータ開示の一貫性を確保するために、シンジケートを組むEPFIは、マンデートリードアレンジャーまたは環境エージェントがシンジケート団に代わって顧客同意を取得することができるよう、調整するべきである。それが難しい場合には、各EPFIが個別に顧客と連絡を取り、適切と判断する時点において、ただしフィナンシャル・クローズ前までに顧客同意を取得する。

EPFIは、どのような場合に、個別プロジェクトのデータをEP協会事務局に提出することを免除されるか。

以下いずれかに該当する場合、EPFIは個別プロジェクトのデータを提出する必要はない:

- 顧客がデータの開示に同意しない場合
- EPFIまたはプロジェクトが所在する国においてデータの開示が現地法または規則に違反する場合
- 特定の法域において、データの開示によりEPFIの責務が増加する場合

EP協会ガバナンス規則の規則6e)に従い、EPFIがプロジェクトファイナンスにおける個別プロジェクトのデータを開示できない場合、EPFIはEP協会事務局に簡潔な説明文を送付し、例外的に、EP協会のウェブサイトにて要約形式(すなわち、EPFIまたはプロジェクト名に言及しない)で反映できるようにする。

EPFIは、いつ、プロジェクトファイナンスのEP適用件数とEPの運用状況、および個別プロジェクトのデータを、EP協会事務局に提出すべきか。

EP協会ガバナンス規則の規則6f)に従い、EPFIは、「EP適用件数およびEPの運用状況」および「プロジェクトファイナンスにおける個別プロジェクトのデータ」を、年一回、かつ、特定の四半期終了日(すなわち、1月31日、4月30日、7月31日または10月31日)までに提出しなければならない。

EP協会事務局は、いつ、どこでプロジェクトファイナンスにおける個別プロジェクトのデータを公表するか。

EP協会事務局は、EPFIが提出したすべてのプロジェクトファイナンスにおける個別プロジェクトのデータを取りまとめ、EPFIごとにEP協会のウェブサイトに掲載する。

EP協会のガバナンス規則の規則6c)に従い、EPFIが年次報告を提出した時点で、まとめられたプロジェクトファイナンスにおける個別プロジェクトのデータがEP協会のウェブサイトに公表される。

EPFIは、自身のウェブサイトに個別プロジェクトのデータを開示する必要があるか。

EPFIはプロジェクトファイナンスにおける個別プロジェクトのデータを自身のウェブサイトで開示することは求められていない。EPFIは、個別プロジェクトのデータを自社のウェブサイトまたは報告書に任意に掲載することも可能だが、最低要件は、個別プロジェクトのデータをEP協会のウェブサイトに掲載するために、EP協会事務局にそのデータを提出することである。

新規採択金融機関の情報開示に関する1年間の猶予期間は、依然として適用可能か。

はい。EP協会ガバナンス規則の規則 6d)に従い、新規採択金融機関は(採択日から)1年間の猶予期間があり、その間、EP適用件数およびプロジェクトファイナンスにおける個別プロジェクトのデータは、開示対象から除外することができる。

新規採択金融機関は、1年間の猶予期間の後、最低限、社内準備と社員の研修について開示する必要があることに留意すべきである。

用語集

Acquisition Finance(買収ファイナンス)

プロジェクトや、プロジェクトを独占的に所有するまたは株式の過半を保有し、プロジェクトの実質的な支配権を有する事業会社の買収を目的とする融資。

Affected Communities(影響を受ける地域社会)

プロジェクトによって直接的に影響をうける地域内にあるコミュニティー。

Assessment(アセスメント)

Environmental and Social Assessment(環境・社会アセスメント)を参照。

Assessment Documentation(アセスメント文書)

Environmental and Social Assessment Documentation(環境・社会アセスメント文書)を参照。

Asset Finance(アセットファイナンス)

航空機、貨物船、設備などの資産購入を目的とする融資であって、当該資産に担保設定するもの。

Bridge Loan(ブリッジローン)

事業に対して、より長期間の資金を調達するまでの、繋ぎ資金(ローン)。

Buyer Credit(バイヤーズクレジット)

中長期輸出金融で、輸出者サイドの銀行または金融機関が輸入者または輸入サイドの銀行に融資するもの。

Critical Habitats(非常に重要な生息地)

生物多様性で高い価値を有する地域であり、以下を含む。(i) 絶滅危惧 IA 種または絶滅危惧IB 種にとって非常に重要な生息地、(ii) 固有種または生息地域限定種にとって非常に重要な生息地、(iii) 回遊性種または群れを成す種の世界的に重要な集合体を支える生息地、(iv) 極めて危機的または独特な生態系、あるいは(v)重要な進化過程に関係する地域。

Designated Countries(指定国)

市民と自然環境を守るために構築された強固な環境・社会に関するガバナンス、法体系、組織を有すると見なされる国。EP協会は前述の領域における各国のパフォーマンスについて、独自の評価

を実施しない。評価の代わりとして、EP協会は、指定国について、OECD加盟国であること、および世界銀行の高所得国リストに掲載されていることを求める。EP協会は四半期毎にこれらの情報を確認しその変更を指定国リストに適切に反映する。指定国リストはEP協会ウェブサイトに掲載される。

Effective Operational Control(プロジェクトの実質的な支配権)

顧客のプロジェクトに対する直接的な支配(オペレーターまたは主要な株主として)と、間接的な支配(例えば顧客の子会社がプロジェクトのオペレーターである場合など)の両方を含む。

Environmental and Social Assessment(Assessment)(環境・社会アセスメント:アセスメント)

立案されたプロジェクトが影響を及ぼす地域内の、潜在的な環境・社会リスクと影響(必要とされる場合、人権および気候変動へのリスクと影響を含む)を特定するプロセス。

Environmental and Social Assessment Documentation(Assessment Documentation)(環境・社会アセスメント文書:アセスメント文書)

アセスメントの一環としてプロジェクトのために準備される一連の文書。文書のカバーする範囲、詳細度合いはプロジェクトの潜在的な環境・社会に対するリスクと影響の大きさに応じたものとする。プロジェクトが人権への負の影響をもたらす可能性がある場合、アセスメント文書はそれらの影響の評価も含むべきである。アセスメント文書の例は、環境・社会影響評価書(Environmental and Social Impact Assessment、ESIA)、環境・社会マネジメントプラン(Environmental and Social Management Plan、ESMP)、あるいはより範囲を狭めた文書(検査、リスク評価、危険評価、プロジェクト特有の環境認可など)。非技術的環境要約(Non-technical environmental summary)も、より広い範囲のステークホルダー・エンゲージメントのプロセスの一部として一般に公開される場合には、アセスメント文書を補強するものとして採用可能。

Environmental and Social Impact Assessment(環境・社会影響評価書:ESIA)

プロジェクトの潜在的な環境・社会リスクと影響に関する包括的な文書。通常 ESIA は、環境または社会に対する著しい影響を生み出す可能性が高い特定の物理的要素、側面、および設備を有する新規開発案件、または大規模拡張案件の際に作成される。ESIA に通常含まれる環境・社会問題の概要はEPの別紙Ⅱを参照。

Environmental and Social Management Plan(環境・社会マネジメントプラン:ESMP)

アセスメントによって明らかにされたリスクと影響を、回避・最小化・代償とオフセットを通じて緩和するための顧客の義務を要約したもの。その種類は、通常の軽減措置の概要説明から、より包括的なマネジメントプランに関する一連の報告まで様々である(例、水管理計画、廃棄物管理計画、住民移転計画、先住民族に対する計画、緊急時への備えと対応策、設備廃棄計画など)。ESMPの詳細さ、複雑さの程度や、対応策の優先順位はプロジェクトの潜在的リスクと影響の大きさに応じ



て決まる。ESMP の定義と特徴は、IFC パフォーマンススタンダード第1 項にあるマネジメントプログラム (Management Programs) と概ね同じである。

Environmental and Social Management System (環境・社会マネジメントシステム: ESMS)

企業レベル、またはプロジェクトレベルでも適用できる、環境・社会、衛生、安全についての全般的な管理制度のこと。本システムは、プロジェクトについて継続的にリスクと影響を特定し、評価し、管理するように設計される。本システムは、マニュアルおよび関連文書から構成され、その中には、方針、マネジメントプログラムと計画、手続、要求事項、評価指標、責務、研修、環境・社会的課題に関する定期的な監査・検査などを含み、環境・社会課題にはステークホルダー・エンゲージメントと苦情処理メカニズムが含まれる。本システムは、ESMP または EP アクションプランが実施されるための最も重要な枠組みである。本用語は、状況に応じて、プロジェクトの建設期間中のシステム、またはプロジェクトの操業期間中のもの、あるいはその両方を指す。

Equator Principles Action Plan (エクエーター原則アクションプラン: EPAP)、または Environmental and Social Action Plan (環境・社会アクションプラン: ESAP)

EPFI のデューデリジェンスの結果として策定されるもので、EP が定める適用基準を満たすために、アセスメント文書、ESMP、ESMS、ステークホルダー・エンゲージメントにかかるプロセス文書などとの乖離に対して必要な対策 (アクション) を明らかにし、その優先順位をつけるものである。EPAP は、一般的に表形式で表わされ、軽減措置 (mitigation measures) およびアセスメントを補完するための追加調査や明確な計画をリストアップする。

Equator Principles Association (EP 協会: EPA)

EP の管理、運営、発展を目的とした、EPFI をメンバーとする非法人組織。EP 協会事務局 (The Equator Principles Association Secretariat) は、EPA の日常業務を担当し、その中には EPFI による個別プロジェクトのデータの照合も含まれる。詳細は EPA のウェブサイトを参照。

Export Finance (輸出金融)

(輸出信用とも言う) 輸出される財・サービスの海外バイヤーにとって、代金の支払い時期を先に延ばす効果のある保険、保証、金融取引のこと。輸出金融は通常、短期、中期 (返済期間 2 から 5 年)、長期 (通常 5 年超) に分かれる。

Financial Close (フィナンシャル・クローズ)

借入の最初の資金引き出しまでに必要な条件が充足された日、または条件の履行が免除された日。

Financial Threshold (金額基準)

EPフレームワークの適用の一環として適用される金額基準。EPフレームワークの適用 (デューデリ

ジェンス実施や独立した環境・社会コンサルタントに助言を求めることを含む)に際し、多額のコストが生じることや、潜在的な負の環境・社会影響が相対的に大きいと予想される大規模プロジェクトの複雑性にもとづくもの。

Human Rights(人権)

すべての人の尊厳と平等性を確保することを目的とした複数の国際的基準の中に記載されている。すべての人は差別無くそれを享受できる資格を有している。少なくとも、人権は国際人権章典(International Bill of Human Rights)に記載のあるもの - つまり世界人権宣言(Universal Declaration of Human Rights)、市民的および政治的権利に関する国際規約(International Covenant on Civil and Political Rights、ICCPR)、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約(International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights)そして、労働における基本的原則および権利に関するILO宣言(International Labour Organization's Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work)で述べられている、基本的権利関係の原則 - である。

Independent Environmental and Social Consultant(独立した環境・社会コンサルタント)

EPFI が受け入れ可能で、(顧客に直接関係のない)適格な独立コンサルティング会社または個人コンサルタント。

Independent Review(独立したレビュー)

ESMP、ESMS、ステークホルダー・エンゲージメントプロセスを含んだ、アセスメント文書に対するレビュー作業で、独立した環境・社会コンサルタントによって行われる。

Indigenous Peoples(先住民族)

「先住民族」の普遍的に受け入れられた定義はない。先住民族は、国によっては、「先住少数民族」、「原住民」、「山岳民族」、「少数国民」、「指定民族」、「ファーストネイション」、あるいは「部族集団」と呼ばれることがある。IFCパフォーマンススタンダード第7項にあるように、「先住民族」という用語は、以下の属性を様々な度合いで有し、明確に区別できる社会的、および文化的グループを総称的に指すのに用いられる:

- 明確に区別できる固有の文化的グループのメンバーとしてのアイデンティティの自覚、および、そのアイデンティティの他者による認識
- プロジェクトエリア内の、地理的に明確に区別できる居住地、または代々受け継がれたテリトリー、ならびに、これら居住地およびテリトリーにある自然資源との共同体的な繋がり
- 主たる勢力をなす社会または文化のものとは異なる、慣習文化的、経済的、社会的または政治的な制度
- 多くの場合、彼らが住んでいる国または地域の公用語とは異なる固有の言語または方言

先住民族の権利に関する国際連合宣言といった国際連合(United Nations UN)の人権条約は、世
49 2020年9月



界の先住民族メンバーの権利の枠組みを提供するための、国際文書の核を成している。加えて、国によっては、先住民族保護のための、法制度の制定、または、その他の国際条約または地域条約に批准している。それらは各国において考慮されなければならない。

Known Use of Proceeds(資金使途)

顧客によって提供される、借り入れられた資金が何に使用されるかという情報。

Non-Designated Countries (指定国以外の国)

EP 協会ウェブサイトの指定国リスト上にない国または地域 (Designated Countries (指定国)も参照)。

Operational Control(プロジェクトに対する支配)

Effective Operational Control(プロジェクトの実質的な支配権)を参照。

Other Stakeholders(その他のステークホルダー)

プロジェクトの直接的な影響は受けないが、利害関係がある者。国・地方当局、隣接するプロジェクト、または非政府組織(NGO)なども含まれる場合がある。

Project(プロジェクト)

プロジェクトとは、セクターを問わずその所在位置(所在位置は必ずしも隣接している必要はなく、1箇所以上の地理的領域に位置していてもよい)が特定できる開発行為のこと。既存事業の拡張または改修を含む。EP 適用対象となるプロジェクトの例は以下の通り(ただし以下の例に限定されるものではない)。発電所、鉱山、石油・ガスプロジェクト、化学工場、インフラ開発、生産工場、大規模不動産開発、配慮を要する地域(Sensitive Area)での不動産開発、その他環境または社会への重大なリスクや影響をもたらすもの。既に開発された地域と未開発の地域の両方における、新規開発、拡張や更新も含まれる。輸出信用機関が参加する案件の場合、輸出先の新規の商業、インフラ開発、工業関係の案件もプロジェクトと見なされる。

Project Completion(プロジェクトの完工)

プロジェクトが完了、操業、特定の事前に定義された基準(通常は完成検査と定義される)に達した日付を指す。この日付以降、プロジェクトのキャッシュフローは返済の第一の手段となる。

Project Finance(プロジェクトファイナンス)

プロジェクトファイナンスは、貸出人が、プロジェクトからの収入を債務返済の原資かつ与信の担保として見なして貸出す方法。この方式の資金調達には概ね大型で、複雑かつ巨額な費用を要する設備向けで、発電所、化学処理工場、鉱山、交通インフラ、環境、通信インフラなどが例として含まれる。このような案件では、通常、貸出人に対する返済原資のすべてまたは殆どが、そのプロジェクト

からの生産物の売買契約から生み出される収益であり、例えば発電所が売る電力がこれに該当する。通常、顧客は、特別目的会社で、その設備の開発・所有・操業以外の事業を行うことは禁止されている。つまり、返済原資はプロジェクトのキャッシュフローとプロジェクト資産の担保価値に依拠する。2005年11月、バーゼル銀行監督委員会「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」(Basel II)を参照のこと。鉱業などの採掘産業における、ノンリコース型で、資金が単独の資源(例えば油田や鉱山)の開発に使用されるようなリザーブ・ベース・ファイナンスは、EPの範囲内のプロジェクトファイナンスと見なす。

Project Finance Advisory Services(プロジェクトファイナンスアドバイザーサービス:FA 業務)

開発案件の資金調達について助言を行う業務で、資金調達の選択肢にプロジェクトファイナンスが含まれるものを言う。

Project-Related Corporate Loans(プロジェクト紐付きコーポレートローン:PRCL)

事業会社(民間、公的、国有または政府支配下にあるもの)向けのコーポレートローンで、新規開発、物理的な拡張のいずれかに該当するプロジェクト紐付きで、資金用途(Known Use of Proceeds)が以下の(a)または(b)を満たすプロジェクト向けの案件。

貸出人は、(プロジェクトファイナンスと同様に)プロジェクトからの収益を主要返済原資と見なすが、貸出はその顧客の信用力または親会社の保証に依拠する。

融資関係書類において総借入額の過半が、あるプロジェクト向けであることが明示されていること。ここでいう融資関係書類は、タームシート、インフォメーション・メモランダム、融資契約書、その他資金借入れのために顧客によって提供される関係書類を含む。

上記は政府が保有する企業向け、または政府に代わって商業目的を遂行するために政府によって創業された事業会社向け融資を含む。すべてのカテゴリ-Aと、カテゴリ-Bのうち必要とされるプロジェクトについては、国、地方政府、政府省庁向け融資を含む。

プロジェクト紐付きコーポレートローンは、バイヤーズクレジット型の輸出金融を含むが、サプライヤークレジット型の輸出金融は含まない(顧客がプロジェクトの実質的な支配権を有さないため)。更に、プロジェクト紐付きコーポレートローンは、プロジェクト向けのファイナンスではない、アセットファイナンス、ヘッジ、リース、信用状取引、一般資金、運転資金、等の金融商品を除く。

Refinance(リファイナンス)

既存の融資を新規融資に置き換えるプロセスのことを指し、新規融資はデフォルト状態またはそれに近い状態でない既存融資の返済(完済)のために使用される。

Scope 1 Emissions(スコープ 1(直接排出量))

プロジェクトの敷地境界内の所有または管理する施設から直接排出されるGHGのこと。

Scope 2 Emissions (スコープ2 (間接排出量))

プロジェクトの敷地境界外で生産されたエネルギーをプロジェクトのために使用することで間接的に排出されるGHGのこと。

Sensitive Area (配慮を要する地域)

国際的、国家的、地域的に重要な地域。湿地、高い生物多様性の価値を持つ森林、考古学的あるいは文化的価値のある地域、先住民族や他の社会的弱者にとって価値のある地域、国立公園と国あるいは国際法で保護されているその他の地域など。

Stakeholder Engagement (ステークホルダー・エンゲージメント)

外部とのコミュニケーション、環境・社会に関する情報開示、参画、十分な情報を与えられた協議、苦情処理メカニズム、について規定した IFC パフォーマンススタンダードを参照する。EP での Stakeholder Engagement は原則 5 で定義された全体的要件も参照のこと。

Supplier Credit (サプライヤーズクレジット)

輸出業者が海外の輸入業者に供与する中長期の輸出与信。

TCFD Recommendations (TCFDの提言)

2017年6月15日に公表された、気候関連財務情報開示タスクフォースによる提言を指す。詳細は、<https://www.fsb-tcf.org/>を参照。